			争伤以放风区内(江七义)友貝 / 节机5 ¹	‡6月1日更新
番号	区分	項目	事務取扱	支給要綱
1	I 定義	法人成り(個 人事業主が 法人を設立 し、事業を 引き継いで 行うこと)	事業所の同一性が認められる場合のみ、助成金の支給対象となります。 同一性の要件は、①廃業・設立の手続きを適切に実施していること、②債権・債務の全てを引き継ぎしていること、③産業政策による設備投資等を引き継いでいることになります。 通常申請に必要な書類に加え、廃業届、法人設立届、個人の債権・債務の引継ぎを確認できる書類、申立書(債権・債務の引継ぎ書類の提出ができない場合)、設備投資等の引継ぎが確認できる書類(固定資産台帳、車検証等)、その他知事が必要と認める書類の提出が必要になります。	4条
2		法人成りに伴 う申請(労働 者について)	個人事業の廃業に伴い離職した労働者を、法人成り後に再び雇入れた場合、実態として継続的に 雇用されていると認められるものは、受給要件労働者に該当しません。	4条
3		法人成りに伴 う新規申請 (助成対象事 業所につい て)	個人事業主で交付決定を受けた助成対象事業所において、法人成りに伴い事業所を移転した場合、産業政策を引継ぎ、移転前の事業所との同一性が認められるものは継続しますが、移転後の事業所での新規申請はできません。	4条
4		住宅支援制 度の遡及	求職者の雇入れ後に、住宅支援にかかる就業規則等の改正を行い、当該求職者の雇入れ日以前に遡って適用した場合は、助成対象外です。	4条の2(5)
5		居住開始日	受給要件として、「雇入れ日及び基準日において、借上住宅に居住又は住宅手当の支給対象となっている」ことを規定していますが、雇入れ日に居住を開始できない場合は、住民票等で入居が確認できた日から助成対象となります。	4条の2(5)
6		事業主都合による解雇	過去2年間に事業主都合による解雇を行った事業所は、解雇した人数分の労働者を受給要件労働者として住宅支援費助成を申請することはできません。	5条(9)
7		受給要件労 働者のうち 最も早く雇 れた者	支給要綱第6条に規定する「受給要件労働者のうち最も早く雇入れた者」については、申請の単位で判断します 具体的には、令和4年度に住宅支援の取組Aを行い受給要件労働者をa1、a2の順に雇入れて申請を行った事業所が、令和5年度に新たな住宅支援の取組Bを行い受給要件労働者をb1、b2の順に雇入れて申請を行った場合、。この場合の「最も早く雇入れた者」は、取組Aの申請に関してはa1、取組Bの申請に関してはb1となります。	第6条
8		年額の定義	住宅支援費助成額は「助成対象経費の4分の3に相当する額とする。ただし、1事業所につき年額240万円を上限とする」と規定していますが、この場合の「年」は助成金の支給を決定した日が属する会計年度の1年間を指します。	10条の2
9		支給額の上 限	令和3年度に住宅支援費助成申請を行った事業所が、令和4年度に新たに住宅支援費助成申請を行った場合、支給額の上限は申請の件数にかかわらず240万円となります。 これは、申請した件数にかかわらず、1事業所につき1会計年度で支給する上限額を240万円とするもので、例えば令和5年度において、令和2年度の申請に係る助成対象経費が200万円、令和3年度の申請に係る助成対象経費が160万円であった場合、当該事業所に対する令和4年度の助成額はそれぞれの助成対象経費に3/4を乗じた150万円+120万円の合計である270万円と、年度当たりの上限額である240万円を比較して低い方の額である240万円となります。	10条の2
10		宿泊所とし ての借り上 げ	県内事業所で雇用した受給要件労働者の県外出張時の宿泊を目的として、県外の住宅を借り上げている場合(県外に事業所があるのではなく、あくまでも宿泊所としての借り上げ)は対象外です。 これは、助成対象となる住宅の借り上げは受給要件労働者が生活拠点として居住する住宅に限定されるため、宿泊のみを目的とした借り上げは助成対象となりません。	4条(3)
11		受給要件労 働者以外の 対象労働者	受給要件労働者と同一の住宅支援を受けている既存の労働者のことを指します。これらの対象労働者の住宅支援についての経費は、受給要件労働者と一緒に助成対象経費に含めて申請することができます。この場合、対象労働者の基準日及び支給対象期間は、同一の住宅支援を受けている受給要件労働者の中で最も早く雇入れた者の基準日及び支給対象期間が適用されます。ただし、会社役員は対象労働者に含まれません。 住宅手当を受けて 安給要件労働者として申 対象労働者として申請	4条の2 6条

番号	区分	項目	事務取扱	支給要綱
12		外国人労働 者·技能実 習生	外国人労働者を雇入れた場合は、就労が認められる在留資格を保有し在留期間の更新が見込める方については、要件を満たせば助成対象となります。なお、技能実習制度における技能実習生の場合は、最長3年間(延長で5年間)の技能実習終了後に帰国することとされていることから、受給要件労働者とはなりません。ただし、要件を満たした受給要件労働者が別にいる場合、それと同一の住宅支援を現に受給しているのであれば、技能実習生に対して支援された住宅手当を、受給要件労働者以外の労働者にかかる手当として、助成対象経費に含めて申請することができます。 「技能実習」 住宅手当を受けている ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	4条の2
			受給要件労働者として申請不対象労働者として申請可	
13		借上げ住宅 の対象物件	以下の者が所有する住宅を賃借契約した場合、助成対象外です。 ① 賃借人の一親等内の親族 ② 法人が賃借する場合、その法人の役員	8条 (1)、(2)
14	Ⅱ雇入費 助成金と	被災求職者	住宅支援費助成には、被災求職者の要件はありません。令和5年度に雇入れた労働者であれば、震災当時県外に居住していても受給要件労働者となります。	雇入費3条
15	の違い	労働者区 分・労働形 態	住宅支援費助成には、フルタイム労働者・短時間労働者等の区別はありません。令和5年度に雇入れた労働者であれば、受給要件労働者となります。	雇入費3条 (6)、(7)
16	Ⅲ支給申請	取組と雇入れの順序	住宅支援費の助成を受けるためには、新規雇用者の雇入れ以前 <u>(平成30年3月以降)</u> に、就業規 則等を改正し、住宅手当導入等の取組(以下、取組)を行う必要があります。 【具体例】 ① R5.4.1取組 → R5.4.1新規雇入れ → 申請可 ② R5.3.1取組 → R5.4.1新規雇入れ → 申請可 ③ R5.4.1新規雇入れ → 申請可 ③ R5.4.1新規雇入れ → 申請不可	4条(3)
17		就業規則の 作成義務が ない場合	住宅支援費の助成を受けるためには、明文の規則をもって取組を行ったことを示す必要があります。就業規則の定めが不要の事業所であっても、労使協定等、就業規則に代わるものを提出していただきます。	4条(4)
18		申請時に必要な事項	申請にあたっては、要綱第4条第1項第3号①~④の中から申請する取組を選択します(複数選択可)。なお、選択にあたっては、受給要件労働者がその取組を受けている必要があります。	4条(1)
19		申請時の注意点	申請時に選択した取組を、後で変更することはできません。 [具体例] ① 住宅手当の導入を行い、5,000円/月を支給することとし助成金の申請をしたが、その後 7,000円/月に増額した。→ 当初申請の5,000円/月のみ助成対象。 ② 新規に住宅を借り上げ助成金を申請したが、一律に住宅手当を支給することとし、借り上げ住宅契約を解消した。→ 受給要件労働者雇入れ日から、契約解除するまでの借上住宅の賃借料についてのみ助成対象。	4条(3)
20	IV受給要件労働者	受給要件労 働者につい ての注意事 項	受給要件労働者は、申請に際して選択した取組を受けている必要がありますが、基準日(実績確認時)に受給している住宅支援の内容が変化していても、当初の申請の内容は助成対象となります。 【具体例】 住宅の新規借り上げを申請し、申請時は受給要件労働者が該当の住宅に居住していたが、基準日における実績確認の際、受給要件労働者は借り上げ住宅から引っ越しをし、住宅手当を受給していた。(なお、借り上げ住宅には別の労働者が居住している) → 申請時に選択した新規借り上げ住宅の家賃についてのみ助成対象。	4条の2(6)
21	V雇用の 維持確保 要件	受給要件労働者	基準日(実績確認時)において、受給要件労働者の人数が、雇入れ日時点での人数と比較し下回っていた場合、助成金は支給できません。なお、2分の1以下の範囲で補充を認めることとします。 【具体例】 ① 新規に5名雇用し、全員を受給要件労働者として申請したが、2名が自己都合で退職した。 → 支給不可 ② 新規に5名雇用し、全員を受給要件労働者として申請したが、2名が自己都合で退職したため、新たに2名を雇用した。→ 支給可 ③ 新規に5名雇用し、全員を受給要件労働者として申請したが、3名が自己都合で退職した。 → 支給不可(2分の1を超えているため) ④ 新規に1名雇用し、受給要件労働者として申請したが、自己都合で退職したため、新たに1名を雇用した。 → 支給可(受給要件労働者が1名の場合は、1名の補充は可能)	7条(1)
22		その他の労働者	申請事業所が雇用する雇用保険の一般被保険者及び高齢被保険者の人数について、基準日(実績報告時)における人数が、受給要件労働者の雇入れ日時点での人数と比較し下回っていた場合、助成金を支給しません。 【具体例】 受給要件労働者雇用時点の雇用保険の被保険者数が10人であったが、基準日時点では8名であった。 → 支給不可	7条(2)
23	VI助成範 囲につい て	受給要件労 働者以外の 労働者につ いて	住宅手当の拡充を選択した場合、受給要件労働者以外の労働者の住宅手当についても、助成対象となります。 【具体例】 住宅手当を拡充し、5,000円/月支給から8,000円/月支給とした。 → 受給要件労働者… 8,000円/月が助成対象。 その他の労働者… 8,000円−5,000円=3,000円/月(拡充部分)が助成対象。	8条(4)
24	1	住宅借り上 げの対象経 費	住宅の新規借り上げ又は追加借り上げを申請した場合、助成対象となるのは賃借料のみで、共益 費や水道光熱費等の経費は対象となりません。賃借契約書の金額に賃借料以外の経費が含まれて いる場合、経費の内訳を明示する必要があります。	8条 (1)、(2)
25		事業所の労働者以外が居住していた場合	住宅の新規信り上げ又は追加借り上げを申請した場合、申請事業所の労働者以外の者が居住していた場合、申請事業所の労働者に該当する経費のみ助成対象とします。 【具体例】 新規に月20万円で借り上げたアパート10部屋のうち、2部屋は代表者及びその親族が居住していた。 → 20万円 × 8/10 = 16万円(助成対象)	8条 (1)、(2)